

フェンメゾジチアズ (案)

今般の残留基準の検討については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定依頼及び畜産物への基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において内閣総理大臣からの依頼に伴う食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：フェンメゾジチアズ [Fenmezoditiaz (ISO)]

(2) 分類：農薬

(3) 用途：殺虫剤

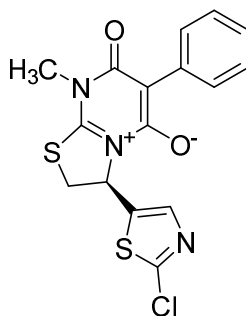
メソイオン系化合物の殺虫剤である。昆虫の中枢神経系のニコチン性アセチルコリン受容体に結合し、神経伝達を遮断することにより殺虫効果を示すと考えられている。

(4) 化学名及びCAS番号

(3*R*)-3-(2-Chloro-1,3-thiazol-5-yl)-8-methyl-7-oxo-6-phenyl-2,3,7,8-tetrahydro[1,3]thiazolo[3,2-*a*]pyrimidin-4-ium-5-olate (IUPAC)

5*H*-Thiazolo[3,2-*a*]pyrimidinium, 3-(2-chloro-5-thiazolyl)-2,3-dihydro-8-methyl-5,7-dioxo-6-phenyl-, inner salt, (3*R*)-
(CAS : No. 2246757-58-2 (旧:2413390-32-4))

(5) 構造式及び物性



分子式	C ₁₆ H ₁₂ ClN ₃ O ₂ S ₂
分子量	377.88
水溶解度	<2.5 × 10 ⁻² g/L (20°C, 蒸留水)
分配係数	log ₁₀ Pow = 1.4 (pH 5.8, 7.0, 9.0)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の国内における適用の範囲及び使用法は、別紙1のとおり。

3. 代謝試験

(1) 植物代謝試験

植物代謝試験が水稻で実施されており、可食部で親化合物の残留が認められ、10%TRR以上認められた代謝物はなかった。

注) %TRR：総放射性残留物 (TRR：Total Radioactive Residues) 濃度に対する比率 (%)

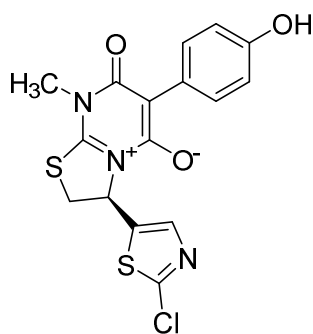
(2) 家畜代謝試験

家畜代謝試験が泌乳山羊で実施されており、可食部においては、親化合物の残留が認められたほか、10%TRR以上認められた代謝物は、代謝物M1 (泌乳山羊の乳) であった。

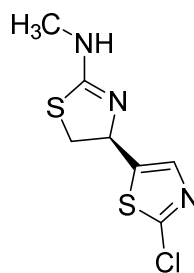
【代謝物略称一覧】

略称	JMPR評価書の略称	化学名
M1	—	(3 <i>R</i>)-3-(2-クロロ-1,3-チアアゾール-5-イル)-6-(4-ヒドロキシフェニル)-8-メチル-7-オキソ-2,3,7,8-テトラヒドロ[1,3]チアアゾロ[3,2- <i>a</i>]ピリミジン-4-イウム-5-オラート
M2	—	(4 <i>R</i>)-2'-クロロ- <i>N</i> -メチル-4,5-ジヒドロ[4,5'-ビ-1,3-チアアゾール]-2-アミン
M12	—	2-ヒドロキシ- <i>N</i> -メチル-2-フェニルアセトアミド
M14	—	3-メチル-5-フェニル-1,3-オキサアゾリジン-2,4-ジオン

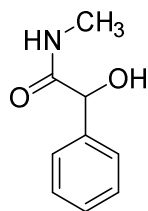
—：JMPRで評価されていない。



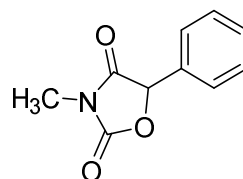
代謝物M1



代謝物M2



代謝物M12



代謝物M14

注) 残留試験の分析対象となっている代謝物について構造式を明記した。

4. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象物質

- ・フェンメゾジチアズ
- ・代謝物M2
- ・代謝物M12

② 分析法の概要

i) フェンメゾジチアズ、代謝物 M2及び代謝物 M12

試料からメタノール・水・ギ酸（70：30：0.1）混液で抽出し、等量の0.1 mol/L ギ酸ナトリウム緩衝液（pH 4）で希釈後、各分析対象物質の安定同位体標識体を内部標準物質として添加し、多孔質ケイソウ土カラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計（LC-MS/MS）で定量する。

なお、代謝物 M2及び代謝物 M12の分析値は、それぞれ換算係数1.62及び2.29を用いてフェンメゾジチアズ濃度に換算した値として示した。

定量限界：フェンメゾジチアズ	0.01 mg/kg
代謝物M2	0.02 mg/kg（フェンメゾジチアズ換算濃度）
代謝物M12	0.03 mg/kg（フェンメゾジチアズ換算濃度）

(2) 作物残留試験結果

今回提出されたすべての国内作物残留試験について、試験成績の概要を別紙2に示す。

5. 畜産物における推定残留濃度

本剤については、飼料として給与した作物を通じ家畜の筋肉等への移行が想定されることから、飼料中の残留濃度及び動物飼養試験の結果を用い、以下のとおり畜産物中の推定残留濃度を算出した。

(1) 分析の概要

① 分析対象物質

- ・フェンメゾジチアズ
- ・代謝物M1
- ・代謝物M14

② 分析法の概要

i) フェンメゾジチアズ、代謝物 M1及び代謝物 M14

試料からメタノール・水（4：1）混液で抽出し、各分析対象物質の安定同位体標識体を内部標準物質として添加し、オクタデシルシリル化シリカゲル（C₁₈）粉末を加えて精製した後、LC-MS/MS で定量する。

定量限界：フェンメゾジチアズ 0.01 mg/kg
代謝物M1 0.01 mg/kg
代謝物M14 0.01 mg/kg

(2) 家畜残留試験（動物飼養試験）

① 乳牛を用いた残留試験

乳牛（ホルスタイン又はホルスタイン/フリージアン交雑種、体重498～690 kg、雌3頭/時点）に対して、飼料中濃度として0.326、1.73及び10.2 ppmに相当する量のフェンメゾジチアズを含むゼラチンカプセルを28日間にわたり摂食させ、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓に含まれるフェンメゾジチアズ、代謝物M1及び代謝物M14をLC-MS/MSで測定した。また、乳については、投与開始後1、3、5、7、10、14、17、21、24及び28日目に搾乳したものをLC-MS/MSで測定した。結果は表1を参照。

表1. 乳牛の試料中の残留濃度 (mg/kg)

		0.326 ppm投与群	1.73 ppm投与群	10.2 ppm投与群
筋肉	フェンメゾジチアズ	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物M1	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物M14	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
脂肪	フェンメゾジチアズ	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物M1	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物M14	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
肝臓	フェンメゾジチアズ	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	0.019(最大) 0.018(平均)
	代謝物M1	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物M14	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
腎臓	フェンメゾジチアズ	0.018(最大) 0.013(平均)	0.025(最大) 0.021(平均)	0.097 (最大) 0.091 (平均)
	代謝物M1	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物M14	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
乳 ^{注)}	フェンメゾジチアズ	<0.01 (平均)	<0.01 (平均)	0.013(平均)
	代謝物M1	<0.01 (平均)	<0.01 (平均)	<0.01 (平均)
	代謝物M14	<0.01 (平均)	<0.01 (平均)	<0.01 (平均)

定量限界：0.01 mg/kg

定量限界未満の分析値は、定量限界値として計算した。

注) 投与期間中に採取した乳中の濃度を1頭ずつ別々に算出し、その平均値を求め、残留濃度が定常状態に達した投与後5日目以降の残留の平均濃度を示した。

(3) 飼料中の残留農薬濃度

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）に定める飼料一般の成分規格や飼料となる作物の残留試験成績等を基に、飼料の最大給与割合等を考慮して最大飼料由来負荷^{注1)}が算出されている。最大飼料由来負荷は、乳牛において0.389 ppm、肉牛において0.833 ppm、豚において0.0622 ppmと示されている。また、平均的飼料由来負荷^{注2)}は、乳牛において0.149 ppm、肉牛において0.304 ppm、豚において0.0622 ppmと示されている。

注1) 最大飼料由来負荷 (Maximum dietary burden)：飼料の原料に農薬が最大まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる最大濃度。飼料中濃度として表示される。

注2) 平均的飼料由来負荷 (Mean dietary burden)：飼料の原料に農薬が平均的に残留していると仮定した場合に（作物残留試験から得られた残留濃度の中央値を試算に用いる）、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる平均濃度。飼料中濃度として表示される。

(4) 推定残留濃度

牛及び豚について、最大及び平均的飼料由来負荷と家畜残留試験結果から、畜産物中の推定残留濃度を算出した。結果は表2-1及び表2-2を参照。

表2-1. 畜産物中の推定残留濃度：牛 (mg/kg)

	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	乳
牛	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)	0.0205 (0.0121)	<0.01 (<0.01)

上段：最大残留濃度

下段括弧内：平均的な残留濃度

表2-2. 畜産物中の推定残留濃度：豚 (mg/kg)

	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓
豚	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)	<0.01 (<0.01)

上段：最大残留濃度

下段括弧内：平均的な残留濃度

6. 許容一日摂取量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARfD) の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたフェンメゾジチアズに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

(1) ADI

ADI : 0.04 mg/kg体重/日

(ADI設定根拠資料) 発生毒性試験

(動物種) ウサギ
(期間) 妊娠6～28日
(投与方法) 強制経口
(無毒性量) 4 mg/kg体重/日
(安全係数) 100

(2) ARfD

ARfD : 0.1 mg/kg体重

(ARfD 設定根拠資料) 発生毒性試験
(動物種) ラット
(期間) 妊娠6～19日
(投与方法) 強制経口
(無毒性量) 10 mg/kg体重/日
(安全係数) 100

7. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。

8. 残留規制

(1) 残留の規制対象

フェンメゾジチアズとする。

農産物については、植物代謝試験において可食部での主な残留物は親化合物であり、10%TRR以上認められる代謝物はなかった。家畜代謝試験において、代謝物M1が可食部で10%TRR以上認められているが、家畜残留試験においては、定量限界未満であった。これらのことから、農産物及び畜産物の規制対象をフェンメゾジチアズのみとする。

(2) 基準値案

別紙3のとおりである。

9. 暴露評価

(1) 暴露評価対象

フェンメゾジチアズとする。

植物代謝試験において、可食部で主な残留物は親化合物であり、10%TRR以上認められた代謝物はないこと、作物残留試験において代謝物M2及び代謝物M12が測定されているが、いずれも定量限界未満であるか残留濃度は低いこと、また、食品安全委員会の評価

において、代謝物M12の急性経口毒性は親化合物より弱く、復帰突然変異試験も陰性であったことから、農産物中の暴露評価対象には代謝物M2及び代謝物M12を含めず、フェンメゾジチアズのみとする。

家畜代謝試験において、10%TRRを超える代謝物として、代謝物M1が認められたが、家畜残留試験の結果において最大飼料由来負荷でも定量限界未満であったことから、畜産物中の暴露評価対象には代謝物M1を含めず、フェンメゾジチアズのみとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をフェンメゾジチアズ（親化合物のみ）と設定している。

（２）暴露評価結果

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬の量の ADI に対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙4参照。

	EDI／ADI (%) ^{注)}
国民全体（1歳以上）	0.2
幼小児（1～6歳）	0.4
妊婦	0.1
高齢者（65歳以上）	0.1

注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量

② 短期（1日経口）暴露評価

各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1歳以上）及び幼児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は ARfD を超えていない^{注)}。詳細な暴露評価は別紙5-1及び5-2参照。

注）作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTIを算出した。

フェンメゾジチアズの適用の範囲及び使用方法（国内）

作物名	剤型	使用方法	希釈倍数 又は 使用量	使用時期	散布液量	使用回数	フェンメゾジチアズ を含む農薬の 総使用回数
稲	18.2% SC	散布	4000倍	収穫7日前まで	60～150 L/10 a	2回以内	3回以内 (育苗箱への処理は 1回以内、 本田での散布 及び 無人航空機散布は 合計2回以内)
		無人航空機による散布	32倍		0.8 L/10 a		
稲 (箱育苗)	2.0% GR	育苗箱の床土又は覆土 に均一に混和する。	育苗箱(30×60×3 cm、使用土壌約5 L) 1箱当たり50 g	は種前	—	1回	3回以内 (育苗箱への処理は 1回以内、 本田での散布 及び 無人航空機散布は 合計2回以内)
		育苗箱の上から均一に 散布する。	高密度には種する場 合は1 kg/10 a(育苗 箱(30×60×3 cm、使 用土壌約5 L)1箱当た り50～100 g)	は種時覆土前 ～移植当日	—	1回	
	1.0% GR 配合剤1	育苗箱の床土又は覆土 に均一に混和する。	育苗箱(30×60×3 cm、使用土壌約5 L) 1箱当たり50 g	は種前	—	1回	3回以内 (育苗箱への処理は 1回以内、 本田での散布 及び 無人航空機散布は 合計2回以内)
		育苗箱の上から均一に 散布する。	高密度には種する場 合は1 kg/10 a(育苗 箱(30×60×3 cm、使 用土壌約5 L)1箱当た り50～100 g)	は種時覆土前 ～移植当日	—	1回	

GR：粒剤

SC：フロアブル

配合剤1：0.75%クロラントラニリプロール

—：規定されていない項目

フェンメゾジチアズの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験 圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 注1) 【フェンメゾジチアズ/代謝物M2/代謝物M12】	設定の 根拠等
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
水稻 (玄米)	8	2.0% GR + 18.2% SC	50 g/箱 育苗箱処理 + 4000倍散布 149 L/10a	1+2	7, 14, 21	圃場A:<0.01/<0.02/*0.03(*3回, 14日)	◎
			50 g/箱 育苗箱処理 + 4000倍散布 148 L/10a			圃場B:<0.01/<0.02/*0.03(*3回, 21日)	
			50 g/箱 育苗箱処理 + 4000倍散布 146 L/10a			圃場C:<0.01/<0.02/<0.03	
			50 g/箱 育苗箱処理 + 4000倍散布 150 L/10a			圃場D:0.02/<0.02/0.05	
			50 g/箱 育苗箱処理 + 4000倍散布 146 L/10a			圃場E:<0.01/<0.02/*0.03(*3回, 21日)	
			50 g/箱 育苗箱処理 + 4000倍散布 150 L/10a			圃場F:<0.01/<0.02/<0.03	
			50 g/箱 育苗箱処理 + 4000倍散布 148 L/10a			圃場G:<0.01/<0.02/<0.03	
			50 g/箱 育苗箱処理 + 4000倍散布 146 L/10a			圃場H:<0.01/<0.02/<0.03	

GR：粒剤

SC：フロアブル

基準値の設定根拠及び暴露評価にも使用されているものに◎で示した。

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

代謝物M2及び代謝物M12の残留濃度は、フェンメゾジチアズ濃度に換算した値で示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.03		申			<0.01~0.02 (n=8)
牛の筋肉	0.01		申			推:<0.01
豚の筋肉	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01		申			推:<0.01
豚の脂肪	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01		申			推:<0.01
豚の肝臓	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01		申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.03		申			推:0.0205
豚の腎臓	0.01		申			推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03		申			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.03		申			(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.01		申			(豚の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03		申			(牛の腎臓参照)
乳	0.01		申			推:<0.01

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

推:推定される残留濃度

(別紙4)

フェンメゾジチアズの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に用 いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1～6歳) EDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) EDI
米 (玄米をいう。)	0.03	0.01	1.6	0.9	1.1	1.8
陸棲哺乳類の肉類	0.01	筋肉 0.0093 脂肪 0.0093	0.5	0.4	0.6	0.4
陸棲哺乳類の食用部分 (肉類除く)	0.03	0.0121	0.0	0.0	0.1	0.0
陸棲哺乳類の乳類	0.01	0.0046	1.2	1.5	1.7	1.0
計			3.4	2.8	3.4	3.2
ADI比 (%)			0.2	0.4	0.1	0.1

EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法: 作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等×各食品の平均摂取量

「陸棲哺乳類の肉類」については、EDI試算では、畜産物中の平均的な残留農薬濃度を用い、摂取量の筋肉及び脂肪の比率をそれぞれ80%、20%として試算した。

フェンメゾジチアズの推定摂取量（短期）：国民全体(1歳以上)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用い た数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重)	ESTI/ARfD (%)
米（玄米をいう。）	米	0.03	○ 0.01	0.1	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における中央値（STMR）を用いて短期摂取量を推計した。

フェンメゾジチアズの推定摂取量（短期）：幼小児(1～6歳)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重)	ESTI/ARfD (%)
米（玄米をいう。）	米	0.03	○ 0.01	0.1	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における中央値（STMR）を用いて短期摂取量を推計した。

(参考)

これまでの経緯

令和 7 年 1 0 月 1 5 日	農林水産省から消費者庁へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼(新規：稲、稲（箱育苗）)及び畜産物への基準値設定依頼
令和 7 年 1 0 月 2 2 日	内閣総理大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和 8 年 6 月 1 0 日	食品安全委員会委員長から内閣総理大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和 8 年 9 月 3 日	食品衛生基準審議会へ諮問
令和 8 年 9 月 1 6 日	食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

● 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

大山	和俊	一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
○折戸	謙介	学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部教授
加藤	くみ子	国立医薬品食品衛生研究所薬品部長
近藤	麻子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部本部長
須恵	雅之	東京農業大学応用生物科学部教授
瀧本	秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事
田口	貴章	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
◎堤	智昭	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
中島	美紀	金沢大学ナノ生命科学研究所（薬学系兼任）教授
野田	隆志	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問

(◎：部会長、○：部会長代理)

答申（案）

フェンメゾジチアズについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フェンメゾジチアズ

今回残留基準を設定する「フェンメゾジチアズ」の規制対象は、フェンメゾジチアズとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.03
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.03
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03
牛の食用部分 ^{注2)}	0.03
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03
乳	0.01

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。